

会議録

令和５年度 第１回市川市男女共同参画推進審議会 開催日時 令和５年７月２０日（木） １０時００分～１１時４０分 開催場所 男女共同参画センター ５階 研修室ＡＢ	
石川課長	それでは、ただいまより令和５年度第１回市川市男女共同参画推進審議会を開会いたします。 本日は１５名中１１名の委員が出席されており、市川市男女共同参画社会基本条例施行規則第五条第５項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議が成立いたしました。 また、会議は公開することが原則とされており、本日の議題はいずれも非公開情報に該当する事項はございません。公開とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員一同	【了承】
石川課長	それでは、会議は公開とすることが決定いたしました。 それでは、傍聴人が入室します。
傍聴人	【入室】
石川課長	それでは初めに、会長及び副会長の選任でございます。 市川市男女共同参画審議会基本条例施行規則、第５条第１項において、審議会に会長及び副会長各１人を置き、委員のうちから互選すると規定されております。どなたかご意見のある方いらっしゃいますか。はい、松尾委員。
松尾委員	はい。これまでのご経験からも聖徳大学の相良委員が適任と考えます。
石川課長	はい、ありがとうございます。相良委員を会長にとのご意見がでしたが、皆様いかがでしょうか
委員一同	【了承】
石川課長	相良委員、いかがでしょうか。
相良委員	わかりました。お引き受け致します。
石川課長	ありがとうございます。 それでは、本審議会の会長を相良委員に決定させていただきます。
稲垣主幹	相良会長は、席の移動をお願いいたします。 資料等につきましては、お席の方に置いてありますのでそのまま結構です。
相良委員	【移動・着席】
石川課長	それでは会長、就任にあたり、一言ご挨拶をお願い致します。
相良委員	皆様こんにちは。聖徳大学の相良と申します。 前年に引き続いて、この審議会の一員として、何らかの貢献ができればいいと思います。委員の皆様、ご協力よろしくお願い致します。
石川課長	ありがとうございました。 それでは副会長の選出に移りますが、ここからの進行は会長に引継ぎを致します。

相良会長	それでは次に、副会長を決めてまいりたいと思います。 私の方から、和洋女子大学の丸谷委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。
委員一同	【了承】
相良会長	ありがとうございます。 丸谷委員いかがでしょうか。
丸谷委員	はい、わかりました。お引き受けいたします。
相良会長	ありがとうございます。
稲垣主幹	副会長は、席の移動をお願いいたします。
丸谷委員	【移動・着席】
相良会長	副会長就任にあたり、一言ご挨拶をお願い致します。
丸谷副会長	丸谷充子と申します。どうぞよろしくお願い致します。 今年度から委員を仰せつかりましたので、いろいろとわからないこともあるかと思いますが、皆様とご一緒に市川市のなかで男女平等ということに、理解が深まるように尽力して参りたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。
相良会長	ありがとうございました。 委員の皆様にも順番に自己紹介をお願いできればと思います。
新井委員	保健推進をしております新井と申します。 2015年から、市川市保健センターの方で、保健師さんのサポートとして、3ヶ月の赤ちゃんのご家庭や、転入してこられたご家庭を訪問して、産後のその後のお母さんと、このお子さんの様子を伺うということをしております。 自分の担当の地区の何軒かなんですけれども、その中で、そのご家庭で最近パパが大活躍してくれている姿勢が見えているので、そういうところではすごく参画されてるかなと感じております。 どうぞよろしくお願い致します。
門倉委員	人権擁護委員の門倉と申します。 幼稚園、小学校の人権教室、中学校の人権講演会、最近はコロナで出来ていなかったのですが6月の人権擁護委員の啓発活動とか11月の市民まつりでの啓発活動を行っています。 よろしくお願い致します。
藏 委員	藏 理恵と申します。普段は非常勤として大学で教えています。それから司法通訳として千葉地検と千葉県弁護士会で通訳をしております。よろしくお願い致します。
佐野委員	昭和学院短期大学の佐野と申します。 今年3年目になります。学校教育等の立場で、主に何かできればいいなと思っております。 よろしくお願い致します。
中村委員	市川商工会議所の中村きよみでございます。 引き続きでございますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

西依委員	国際交流協会の西依と申します。前期に続きよろしくお願い致します。 国際交流協会といいますと、姉妹都市、都市交流のイメージを強く持たれている方も多いと思いますが、それはもちろんあるのですが、市川市民の中の外国人も1万人を超えまして国籍も多種多様です。 その軸足が、彼らの日本語教育、外国人相談窓口、通訳、翻訳の仕事だとか、そのシステムの方に明らかに軸足が変わってきているというふうに認識しておりまして、こちらの審議会は密接な関係があると思っております。よろしくお願い致します。
松尾委員	社会福祉協議会の松尾と申します。 社会福祉協議会自体は様々な地域福祉事業を行っておりますが、私個人としても、働く女性として子育てをして参りましたので、何かお役に立てればと思っております。 よろしくお願い致します。
松本委員	市民の松本と申します。普段は会社員で都内で働いております。 江東区の男女共同参画フォーラムが毎年行われるのですが、そちらにボランティアとして係わっております。市川市の男女共同参画についてのお手伝いをしたいと思って参加しております。どうぞよろしくお願い致します。
本橋委員	弁護士の本橋と申します。 多様性社会推進課の方で実施している女性のための法律相談の相談員の方も担当させていただいております。月に2回市民の方の法律相談をお受けしております。どうぞよろしくお願い致します。
相良会長	皆様、ありがとうございます。これからどうぞよろしくお願い致します。 それでは、次第により会議を進めます。 議題1、市川市男女共同参画基本計画第7次実施計画の年次報告についてです。事務局から報告をお願いします。
石川課長	はい、それでは報告させていただきます。 市川市男女共同参画第7次実施計画における令和4年度の年次報告書についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。 資料1をお願いします。 本日の報告は、市川市男女共同参画社会基本条例第9条において「本計画における施策の実施状況は、市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとする。」と規定されておりますことから、ご報告をさせていただきます。 2ページをご覧ください。年次報告に関する説明です。 第7次実施計画年次報告は、進行管理事業について、目標値とその実績から「十分達成できた」から、「不十分だった」までの4段階で評価をすることとしております。 3ページの体系図をお願いします。 こちらが、市川市男女共同参画基本計画の体系図となります。 主要課題が8、個別課題が24、施策が78に体系化されており、この基本計

画に基づき、第7次実施計画が策定されております。

第7次実施計画では95の事業を設定しており、そのうち、他の関連計画等に進行管理を委ねている関連事業が67事業あります。第7次実施計画で進行管理していく28の事業について、その概要を4ページから7ページに一覧で纏めております。

それでは8ページをご覧ください。主要課題ごとのまとめで、市川市e-モニター制度によるアンケート項目を成果指標とし、それに係る令和4年度の結果及びその達成率を記載しております。なお、使用課題1のみ、対前年度上昇率を達成率としております。

主要課題1、あらゆる分野への男女共同参画の推進です。成果指標を、左から二つ目の欄にありますが、市の政策や社会のあらゆる分野において男女共同参画が進んでいると思う人の割合としており、この成果指標は、第7次実施計画より新しく採用したものです。進んでいると思う割合ですが、令和元年10月の現状値、左から三つ目の欄ですが24%に対し、令和4年度の結果は、一番右の令和4年度欄の上段が結果ですが、24%と令和元年10月の現状値と同じ結果となりました。

対前年度と比較しますと、2ポイント上昇しております。なお、同アンケートにおいて、そう思う24%、そう思わない37%に対し、わからないと回答する人の割合は39%となっており、いずれも上回る結果となっております。男女共同参画社会という用語自体は、高い認知度となっているものの、男女共同参画が市のどの政策にどのように取り入れられているのか、また、社会のどの分野において、どの程度浸透しているのかということがわかりにくいことに原因があるのではないかと分析しております。わかりやすいという着眼点も意識し、周知等の広報活動や今後の講座等の企画をして参ります。

次に主要課題2、男女共同参画の意識づくりと教育の推進では、成果指標の目標値、右側の令和4年度の欄の下段が目標値となっておりますが目標値22%に対して、結果は12%の方が、男女の地位は平等になっていると回答し、目標値を下回る結果となりました。

同アンケートでは、男性が非常に優遇されている、どちらかといえば男性が優遇されている、と感じている方が、合計約66%を占めており、これは前回の67%を1ポイント下回りましたが、ほぼ横ばいの結果となっております。

次世代を見据えた男女平等教育の推進や情報の発信により男女の地位が平等であると実感できる人が増えるよう、また、社会制度や慣行が、男女の活動の選択に対して及ぼす影響ができる限り中立的なものとなるよう、今後も様々な機会を通じて啓発を行って参ります。

次に主要課題3、ワーク・ライフ・バランスの推進による職場における男女共同参画の実現では、目標値85%に対して、77%の方がワーク・ライフ・バランスという言葉を知っているという結果となりました。

現状値は左から三つ目の欄で、69.8%を上回ることができましたが、目標値には及ばない結果となっております。

ワーク・ライフ・バランスとは、個人個人の仕事と生活の調和の先にある人生の各段階に応じた多様な生き方を選択できる社会制度を目指す取り組みです。コロナ禍以降、テレワークの普及等で働き方が見直される動きもみられたことも影響していると思いますが、現状値から大幅な上昇となりました。引き続き、より多くの人に知っていただく取り組みを今後も継続して行なって参ります。

次に主要課題4、男女が協力し、支え合う家庭の確立と福祉の充実では、成果指標の目標値及び結果ともに、55%の方が、夫は外で働き妻は家を守る方が良いという考えに反対するという結果となりました。当該項目では目標値を達成するとともに、現状値44.7%から大きく結果を伸ばすこととなり、性別役割分担意識の解消が各世代において徐々に浸透してきていることの表れと捉えております。

しかしながら、まだ4割以上の方が夫は外で働き、妻は家を守る方がよいとの考えであるともいえることから引き続き幅広い世代に対し、周知と啓発を継続して参ります。

次に主要課題5、生涯を通じた健康支援では、目標値74%に対し、結果は70%となりましたが、多くの方が健康のために、何らかの取り組みを行っていることがわかりました。

今後も、健康増進の観点から、市民の健康の保持増進の取り組みを支援します。

次に主要課題6、人権を侵害する暴力の根絶では、目標値100%に対し、96%の方が、DVは人権侵害である、と認識していることがわかりました。人権侵害の認識やDVを含む暴力は決して許されるものではない、との考えが着実に浸透してきていると実感できる結果となりました。今後もより多くの方に正しい知識を持っていただけるよう、啓発に努めてまいります。

次に主要課題7、男女共同参画社会の形成を目指す国際的協調の推進では、目標値66%に対し、50%の方が、市川市は外国人が安心して暮らせるまちであると考えている、という結果となり、現状値61.4%と比較したとしても、下回る結果となりました。

また、同アンケートではわからないと回答された方が33%でありました。

市内には多くの外国籍の方が生活されていることから、より一層の多文化理解、生活者としての外国人の安心安全や、人権への配慮が推進されるよう努めてまいります。

最後に主要課題8、男女共同参画を推進する体制の整備では、目標値及び結果ともに90%となり、多くの方が、男女共同参画という用語を知っているという結果になりました。

引き続き男女共同参画の必要性について、啓発紙や講座、講演会等を通じて今後も広く周知してまいります。

続きまして、個別の事業報告です。

9ページ以降につきましては、各事業において、計画期間である、3カ年の進捗状況を比較できるように作成したもので、令和4年度は3カ年の最終年度となります。

これから個々の進行管理事業についてご説明させていただきますが、重点事業、新規事業及び、女性活躍推進法の推進計画の実施事業として位置付けられている事業を中心に、抜粋でのご説明とさせていただきます。

9 ページ左側をご覧ください。

1、各種審議会等への女性委員の登用の推進です。

令和4年4月1日現在の女性委員の割合が30.8%であったことを受け、目標数値に達していない審議会等に対し、改善計画書の提出を求めました。

残念ながら、女性委員のいない審議会等も存在しています。

今後も委員の改選時期等、適切なタイミングで要請を行い、女性登用が促進されるよう、積極的に働きかけを行ってまいります。

右側をご覧ください。

2、女性職員の管理職登用の推進です。

女性職員の上位職昇任への意識啓発として、令和4年度は、女性職員のうち、副主幹職を対象に、女性職員研修を実施いたしました。

管理職昇任試験における女性の受験割合は、主幹職選考試験で5%、課長職選考試験では22.4%となっております。市職員における女性管理職の割合は23.1%となり、昨年度と比較して上昇しております。

女性職員研修による意識改革と並行して、働きやすい職場環境の整備に取り組むことで、管理職昇任試験受験者の増加を目指すとともに、管理職としてのやりがい伝える機会や、受験への不安だとか悩みを共有できるようなロールモデルについても増やしていきたいと考えております。

10 ページ左側お願いします。

3、市川市女性人材登用台帳活用の促進です。令和4年度におきましても、開催のあった講座やセミナーの講師等に女性人材台帳への登録を依頼しました。

台帳の活用でございますが、令和4年度において、ワーク・ライフ・バランス等の講座で、台帳登録者から講師を依頼し、講演を実施しております。

台帳への登録者を増やすとともに、より活用しやすい台帳となるよう整備を行い、積極的な活用が図れるよう今後も働きかけを行ってまいります。

続けて右側をご覧ください。

4、市職員への男女共同参画に関する研修の実施です。

令和4年度にオンラインで実施した二つのワーク・ライフ・バランス講座では、市の職員も受講可能な講座といたしました。

市職員全体で男女共同参画意識の底上げが図れるような研修等を今後も実施して参ります。

11 ページ左側お願いします。

5、政治分野における男女共同参画推進のための情報発信です。

令和3年6月、政治分野における男女共同参画推進に関する法律の一部を改正する法律が施行され、セクハラ、マタハラ等への対応が新設されるなどの改正がございました。

また、市川市議会において、市川市議会会議規則の一部の改正がなされており、

これまで、第2条の欠席の届出におきまして事故、出産、配偶者の出産時という文言のみの記載でありましたが、改正により、公務、疾病、育児、看護、介護等の文言が付け加えられております。

このように、国や市川市議会におきましても議員の両立支援体制が図られつつあります。

多様性社会推進課では、令和4年度も市民向け男女共同参画情報紙で政治分野における男女共同参画について情報発信を行いました。

国の動向や市の取り組みについて、本事業を通し引き続き情報発信を行って参ります。

続けて、右側をご覧ください。

6、男女共同参画センター使用団体の活動支援ですが、令和2年度及び令和3年度の実績、所管課自己評価、取り組み状況について、一部訂正がございます。

まず、令和2年度の実績の団体数でございますが、お手元の資料は、訂正したものとなっております、訂正前は373団体としていたところを362団体に訂正したものです。

また、令和3年度の実績の、団体数ですが訂正前は、571団体としていたところを350団体に訂正しております。

それに伴い、所管課自己評価も訂正が必要となりまして、訂正前は「十分達成できた」としているところを訂正しまして、「不十分だった」にしております。この令和3年度の実績数につきましては、毎年新年度の団体登録を年度末に行うのですが、その新年度分と一緒にカウントしてしまったという誤りでございます。申し訳ございません。

別紙正誤表をお付けしていますが、別紙正誤表の1枚目をご覧ください。

今ご説明した3ヶ所、上から三つでの訂正に加えまして、令和3年度の取組状況における延べ利用者数も正誤表のとおり訂正しております。

年次報告の訂正は以上ですが、加えて、令和3年度実績、団体数です。こちらについては、第8次実施計画における現状値として数値を採用しておりますことから、第8実施計画についても、訂正が必要となります。

別紙2正誤表2枚目をご覧ください。別紙正誤表の通り571を350に訂正させていただきます。

今後このようなことがないように十分注意して事業を行って参ります。

資料1に戻りまして、12ページ左側をお願いいたします。

7、市民・使用団体等への男女共同参画情報発信です。

令和4年度は情報紙を4回発行したほか、男女共同参画週間、DV防止強化月間、人権週間に合わせ、広報紙やウェブサイト上での情報発信を行うとともに、実施予定の講座やイベントに関する情報提供を行いました。

今後もSNSなど、より多くのツールを活用しながら情報発信を行って参ります。

13ページ右側をお願いします。

10、発行物における表現の配慮に関する情報の発信です。

日々発信される様々な情報や表現の中には、現在でも固定的性別役割分担を見てとれることがございますが、そのような表現には、抗議の連絡が来るなど、男女差別への問題意識は社会的にも共有されるようになってきております。

当課では、市職員向け多様性社会推進レターにおいて、性別役割分担意識について情報発信をおこなっており、今後も継続した情報発信により、啓発を行って参ります。

14ページ左側をお願いします。

11、LGBTに関する理解促進のための啓発です。

本事業は第7次実施計画における重点事業、並びに新規事業として位置付けております。

また、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が本年の6月23日に公布及び施行されたところです。

多様な生き方が認められ、誰もが暮らしやすい世の中となるよう、当課では、主に人権の見地から、情報紙の配布により情報発信や、講座の実施を行っており今後も理解促進と差別の防止に関する周知啓発を継続し、人権意識の醸成を図ってまいります。

17ページ左側をお願いします。

17、就労支援に関する講座等の実施です。

令和4年度は、育児や介護、地域活動等のバランスをとりながら、復職や休職を検討している女性を対象に、就労支援セミナーをオンラインにて2回開催いたしました。

女性活躍推進法を踏まえ、ハローワークや関係部署、支援団体等と連携しながら、より有益な講座となるよう今後も内容を工夫して実施して参ります。

続きまして、右側の18、事業所等へのワーク・ライフ・バランス推進啓発です。

この事業は、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の推進に関する啓発を行うもので、令和4年度も市民、企業、市職員を対象としたワーク・ライフ・バランス及び、家庭や職場でのコミュニケーション講座の2講座をオンラインにて実施いたしました。

今後も、庁内外の関係部署や関係団体と連携して、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んで参ります。

18ページ左側をお願いします。

19、市職員へのワーク・ライフ・バランス推進に関する情報発信です。

主に職員課が主体となり、職員みんなで支え合い計画に基づく情報発信が11回実施されております。職員に対しての妊娠出産時における休暇やその他の休暇取得に関する制度の周知や、ノー残業の周知等です。

令和4年度は、職員みんなで支え合い計画における数値目標に対し、男性職員の育休取得の項目については、良い結果となったものの超過勤務と年次休暇取得の項目では、目標達成に至っておりません。

長時間労働の是正や、年次有給休暇の積極的な取得など、職場環境を改善しな

	がら、市職員が安心して就労を続けられるよう取り組んで参ります。 21ページ右側をお願いします。 26、外国人への相談対応です。 本事業は第7次実施計画における重点事業、並びに新規事業となります。 前の計画である第6次実施計画では、在住外国人と日本人の交流機会の提供を目的として、参加型による異文化交流会等を実施し、事業内容としておりましたが、第7次実施計画では、生活者としての外国人に目を向け、外国人の人権に配慮した取り組みを実施することといたしました。 男女共同参画センターで実施している女性のためのあらゆる相談では、外国人の方からご相談を寄せられることがございます。 このような現状を踏まえまして、相談時の通訳者派遣にかかる費用を予算計上しております。なお、令和4年度は、通訳派遣の実績がございませんでした。 今後も、言語だけではなく、文化の違いにも配慮した、相談支援を行えるよう努めてまいります。説明は以上となります。
相良会長	事務局からの報告は終わりました。 何かご意見がございますか。はい西依委員。
西依委員	9ページの右側の、女性管理職の比率の問題ですけれども、これは唯一と言っていいぐらい、市役所の意思で何とかできるのではと思っているのですが、他の意識調査というのは、市役所が頑張ってもなかなかそうならないところはもちろんあると思うんですが、これについては市長をはじめ、市の意思で何とかしなければいけないことだと、何とかできることだと思うのですね。 目標自体が非常に低いということで、本来、人口比であるべきだということからスタートして、国も非常に遅れてますけれども、人口比からスタートして目標値を据えていく、何年後にはここに持っていくぐらいの目標を持って、必ず実行して行くということによって、市の本気度がわかるということだと思います。 市の本気度示す最も重要な指標であると思いますので、ここは何とかしていただきたいですね。多くは市長さんの仕事だと思うのですが、よろしく願いしたいと思っております。
相良会長	ありがとうございます。 今、西依委員のご質問に対し、事務局から説明ありますでしょうか。
稲垣主幹	西依委員の言われる通りかなと実感しております。本当に、若干ではあるんですが、女性の管理者比率も上がっているところで、一気に上がるのは難しいのですが、徐々にでも、確実に上げていきたいと考えています。当課だけの力では、成し遂げられないところなので人事部門等と連携しながら進めていければと考えております。
西依委員	本当は、市長さんの仕事だと思います。
相良会長	松本委員お願いいたします。
松本委員	女性の管理職登用に関してですが、役所の中で生じる話として、今でも適用されているのかわかりませんが、私の両親が公務員で、市役所に勤めていたんですが、災害時に役所の職員が災害対策として出勤して、その場で業務にあたってい

	ただくという状況なんです、その際に男性職員からまず呼ばれる、出勤しなさいといわれる。女性の職員が後回しになってしまう。基本給等は基本的に男女同じ差別はない、基本的に同じなのだけれど、災害時に男性から呼ばれるというところで、どうしても職員の間で男性が優先だよね、いざという時は男性がまず先頭に立たなきゃいけないという認識が刷り込まれると言う話を両親から聞いていました。 いま、市川市がそうかどうか分からないのですが、女性が管理職になっていくときに、責任ある仕事を女性が引き受けていくということがどうしてもでてきてしまうと思います。自意識が足りないという言い方を私はあまり好きではなくて、どちらかといえば阻害していく要因を、何が取り除かれれば昇進試験を受けてもいいと思えるか、どういう阻害要因が低ければチャレンジしてみようと思えるのか、というところを実際当事者の職員さんたちにも伺っていただいて、阻害要因を無くしていく方向で取り組んでいただければ無理なく進んでいくと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。
相良会長	女性自身の登用への意識、どういう状況であれば手を挙げるのか、ということですがそれに対してはいかがですか。
稲垣主幹	ご意見ありがとうございます。 当市の管理職になる場合は、昇任試験を受ける必要があるため、その試験を受けてもらう必要があります、まずは受験者数を増やしていきたいと考えているところです。 受けない理由、男女共通するところかとは思いますが、自信がなかったり、そういったところで、受けるのを尻込みしまう方も多いかと思います。 ここ数年行っておりますのが、先ほどの総務部長の挨拶の中にもあったように、女性管理職になる前の方を対象に、研修を行っているところで、今年度については、ロールモデルとの座談会を開きまして、直に先輩の管理職の女性職員の声を聞くような機会を設けさせていただいております。 その中で、私も駄目だったけど、課の職員の助けがあつてできるようになった、とかそういった意見もでてきているところなので、そういったロールモデルを多く作って、ロールモデルと交流する機会を作っていくながら、少しでも自信をつけてもらえればなと考えているところです。
相良会長	はい、ありがとうございました。他にご意見は、松尾委員お願いします。
松尾委員	9ページ、2は私も非常に気になったところで、まさに西依委員がおっしゃったとおり、市はどこまで本気度出すか、どこまできちんとその数値を上げていく気があるかというところが、注目される点でもあると思うんですね。 取り組み状況の中で、特に、主幹の選考試験の割合が非常に低いという気がします。令和3年度7.5%だったのが5%に下がっている気がするんです。そういう意味からも、この研修自体、非常に大事だと思うので、継続する必要があると思うのですが、やはりそれだけでは、今後数字伸びていかないんじゃないかという気がします。女性って割と完璧主義というか、100%を求めて、自分の自信があつて初めて手を上げられるっていう、そういう部分もあるので、業務の経

	験、日常業務の中で、もっと経験を積めるような、それなりの責任がある、例えばそのプロジェクトチームであるとか、具体的にはわかりませんが、そういった日常業務の中でもう少し、そういった取り組みを戦略的にもう少しできないのかなと思います。この研修だけでは、研修は随分前からやっていると思うのですが、なかなか数字が伸びない、その結果を見ると、やっぱりそれだけでは足りないんじゃないかなというのは、この数字からも見えます。中長期的な将来を考えると、非常に何か不安な気がしましたので、ぜひ当局の方たちにはそこは努力していただきたいなと思いました。
相良会長	ありがとうございました。確かにこの主幹職選考試験、5.0%と非常に低い数字となっておりますが、事務局の方で説明いただけますか。
石川課長	令和3年度確かに7.5%、受験者数自体が3年度の方が多くて令和4年度少なかったというのがあるのですが、年によって、やや上下があるものの、あまり下がっていくというのはよくないなと感じております。 松尾委員がおっしゃる通り、普段の業務の中で任せる仕事の中で、もしかしたら無意識のうちに、選んでしまっている部分はあるのかもしれないので、そういった意味ではアンコンシャス・バイアスというか、無意識に選択してしまうようなことがないような形というのは、管理職の意識づけとしては大事だと思いますので、そういうところは、人事部門とも相談しながら、何らかの対応として頑張っていきたいと思います。
相良会長	よろしくお願いします。 はい。松本委員お願いします。
松本委員	参考になるかわからないのですが、東京都でボランティアをしていた時に係長職の職員の方が仰っていたのが女性の管理職を増やしていくというのがあって、同じく管理職に昇進していった女性職員同士で話をしたり悩みを相談したりする体制というのがあるんです、と伺ったことがあります。 私自身も4年前にこちらの委員に就任したときは、まだ平社員だったのですが、その間に少し昇進して後輩の指導という立場になったときに、やはり平社員のとくと昇進した後というのは悩みの段階が変わってきてしまった、やはり同じく昇進した人同士で悩みを相談し合ったり、この仕事をどうやって進めていこうとか、後輩への指導に関してもどういう風に指導していったらいいんだろうという相談を、同じ役職者同士で話し合ってきました。 やはり昇進した後、悩みを相談できる体制を一つ考えていただけると、もしかしたら昇進しても大丈夫、相談できる人が周りにいるから私はやっていけると自信になるかもしれないと思います。
相良会長	ありがとうございました。昇進した後も女性同士の話し合いをというお話だったと思います。活発な意見が出ておりますが、そのほかに女性の管理職については大丈夫でしょうか。 はい。本橋委員。
本橋委員	私も、いまの松本委員の意見に賛成でして、昇進を躊躇してしまう理由として、きっと昇進した後に大変そうだなとか、それでもし自分が上手くできないと周り

	に迷惑をかけてしまうとか、そういうところで躊躇されている方が多くいらっしゃるんだろうなということがあってと思います。 昇進した後にこういうサポート体制があるとか、周りがこういう風に協力してくれる体制があるから、無理しないで相談してねとか、そういう体制が作られれば、自分でもできるかもしれないという気持ちに繋がって、昇進してみよう、選考試験を受けてみようという方が増えてくるんじゃないかと思います。 研修などで、ロールモデル座談会など、そういうことをやっていただくときも、その方が、すごい努力をしてすごい大変な思いをしてるけど頑張ってるよっていうよりは、こんな自分でも出来たんだよとか、そういう方向性での研修をやっていただくと多分、研修を受けて、自分には無理そうだなってしてしまうと思うと逆効果だと思うので、自分でもできそう、皆さんにもできますよ、というような方向性での仕組みを作っていただくと、やりたいと思う方が、もしかしたら増えていくかもしれないなと思いますので、そういった制度のご検討をお願いいたします。
相良会長	事務局から何かございますか。
石川課長	ご意見ありがとうございました。
相良会長	それでは、他にご意見ございますか。はい、門倉委員。
門倉委員	素人考えといいますか、ずっと私もこの市役所の女性職員の管理職登用、なかなか研修をされているのに進まないっていうのは、ずっと感じていたのですが、先程、市長のやる気というお話がありましたが、例えば、クォーター制とか、定員制とか、先ほど、皆さんから色々な支援策をという意見がありましたが、ちょっと乱暴かもしれませんが、すでに23.1%の登用率がある訳ですから、市の職員の女性登用率を、もう25%にしてしまうとか、そういうことは無理なのでしょうか。
相良会長	いかかでしょうか、事務局のご意見は。
石川課長	なかなか、結構大きな問題で、確かに考え方として、ご意見のあったようにやってしまうという考え方もあると思うんですが、ただ今のご意見へのお答えは、なかなか難しいところです。
相良会長	ありがとうございました。次に、はい西依委員。
西依委員	石川課長も大変答えにくいと思いますが、事実として言えば、公務員は公務員の難しさがあると思いますが、民間では、その女性の登用と男性の登用は、明らかに登用が先なんです。登用しなければ何も始まらない。だから、今の無理やり25%にしてしまえ、というのは非常にその通りだなと思うんですけど、まず登用していかないと、皆がその気にならないですよ。民間でも、最初一般の女性の意識はそうでしたよ。いや、私はもう出世なんていいです、という人がほとんどだったんですが、だんだんその気になってきて、というのが現実ですから。 そういう目でも、見てみる必要があると思います。
相良会長	ありがとうございました。松本委員お願いします。
松本委員	私自身はクォーター制には反対です。日本とは話がずれてしまっていますが、アメ

	リカではアファーマティブ・アクションに対する違憲判決がでました。 人種によって、アジア系の学生は、高得点をとっても、大学に入学できないとか、単位が取れない一方で、アフリカ系の黒人系の学生は、点数が低くても合格してしまう、単位が取れてしまうというのが違憲であるという判決がでたという事例です。 アファーマティブ・アクションで、私が個人的に許されると思っているのは、同じ得点の者が複数名いて、その内1名を合格させなければならないとなったときに、マイノリティの方、男性と女性であれば女性の方を合格させます。例えば、健常者と障害者であれば障害を持っている方を合格させます、という意味のアファーマティブ・アクションには私は賛成ですが、一律に、枠を決めてしまうと、女性が枠を占めてしまうという事で反対です。その方が逆に、差別意識が固定化してしまう。きちんと同じ平等な試験をしたうえで、その結果で判断すべきだと私は思っています。 どちらかといえば数字目標を先にするのはなくて、何が阻害要因になっていたのかというところを、阻害要因が何かは当事者の方でないとわからないところがあるので、阻害要因を取り除いていって、本来持っている力を発揮していただく、スニーカーの中に石ころがつまっていれば、その石ころを取り除いて思い切り走れるようにするという取り組みの方が必要だと私は考えます。
相良会長	はい、ありがとうございます。はい、西依委員お願いします。
西依委員	ちょっとしつこいかもしれませんが、それじゃ何十年かかるかわかりませんよ。と言いたいですね。 だから、民間の実績を見ても、現実を見ても、やはりある程度、登用をするという意識を持たないと、トップがですね、そうはなつてはいかないというように思います。
相良会長	ありがとうございます。他にご意見ございますか。 クォーター制は議論が賛否両論あるところですが、実際、管理職の市川市の割合が23.1%なので、もうちょっとで25%になって、クォーター制でなくともクォーターを達しているというふうになれば、他の自治体にアピールできる結果になるのではないのかと思います。 それでは、他の管理職の登用以外のところで何かご意見とかございますでしょうか。はい佐野委員。
佐野委員	自分はですね、教育の立場でお話をさせていただきます。 14ページの右側になります。 未就学児への男女共同参画の啓発ということですが、事業概要に関わってしまいましたが、保育士や幼稚園教諭を育成している大学に対して、男女共同参画等、人権意識の重要性について、講義を積極的に導入していただけるように依頼してはいかがでしょうか。 幼児を育成する立場の保育士や幼稚園教諭の意識が高まるのが、園児への啓発に繋がると思いますので、ご提案です。以上でございます。
相良会長	ありがとうございます。これについては事務局いかがですか。

稲垣主幹	ご意見ありがとうございます。小さいうちからそういった男女共同参画の土壌を築いていく、ということは本当に大切なことだと考えております。 今後、保育士等の育成に携わる職員等に対しての研修等について、他市や研修等をおこなっている事例を研究していきながら考えて参りたいと思います。
相良会長	他にご意見ございますか。はい、松本委員お願いします。
松本委員	10、17ページのワーク・ライフ・バランス講座等ですが、参加人数が9名ということで市民、職員で9名と書いているのでしょうか。であれば、もう少し参加していただきたかったなというのと、市の職員の受講に関しては、お休みの日にプライベートで受けてください。といっても、なかなか気が進まない人も多いかと思いますので、できれば、業務時間中にこのような研修、講座を受けて、通勤所要時間として充てていただけると、ちょっとモデル感があって、もう少しきちんと受けていただけるのかなと思います。 ページ数を忘れてしまったんですが、イベントに関するキャンセルが多かったというお話、12ページ右側ですね講演会・講座に関して、当日キャンセルが多かったというのはどうしても行政のイベントは、気軽に申し込める分キャンセルも多いと他の自治体でも聞いています。 江東区で伺っていた時には、講座の2日前にリマインドメールであったり、リマインドの電話をかけているという話がありました。リマインドメールは自動発信していただけるのですかと聞いたら、システムの制約で手動なんですとおっしゃられてちょっとそれは職員さんたちの負担が大きいので、できれば自動発信できる仕組みになればいいのにな、というようなお話を伺ったことがありました。最近は、民間の予約サイト等でも2日前にリマインドメールがきたりというがあるので、一つの参考にリマインドでの連絡というのがあるという事をお話しさせていただきました。
相良会長	はい、ありがとうございます。事務局からご意見お願いします。
石川課長	はい、ありがとうございます。いずれにしても参加者が少ない。 特に当日キャンセルはコロナとかの部分も多かったのかなと思いますので、参加者の増加というのは図って行かなければいけないと思っております。ご意見ありがとうございます。
相良会長	それでは、他にご意見等がございますでしょうか。はい、松本委員。
松本委員	10ページの左側、市川市女性人材登録台帳活用の促進についてですが、私も具体的なイメージが未だに浮かばなくて申し訳ないのですが、実績0回がずっと続いていて、いかがでしょう、これを続けることで職員の方の負担と、得られる効果との比率といいですか、その辺はいかがでしょう。別のやり方で、女性の人材活用が図られるのであれば、この実績が残念ながら無い事業については、見直しをしても良いのではないかと考えます。
相良会長	ありがとうございます。事務局からお願いします。
稲垣主幹	ご意見ありがとうございます。確かに人材台帳の活用は課題であると考えております。どういったものが良いのか、やるやらないも含めて、どういう物が使い

	やすいものになるのか、今後、課題として考えていきたいと思っております。
丸谷副会長	人材登録台帳は、どこで登録できるのですか。
稲垣主幹	多様性社会推進課に台帳を置いておりまして、そこで登録が出来るようになっております。
丸谷副会長	ネット上でも、できるのですか。
稲垣主幹	ホームページ上では「台帳があります」という案内をしております。登録は、登録票を提出いただくことになります。
丸谷副会長	わかりました。ありがとうございます。
相良会長	他に何かありますか。はい、蔵委員。
蔵 委員	21ページの26番外国人への相談対応、去年は0件でしたので、多分役所にも外国人相談窓口があるんですね、そこと外国人の相談窓口はどういった関係かがよくわからない。それから、令和2年度に5件の相談はあったので、その5件は、最後はどういった結果だったのか。相談時の対応にみんなが納得するかどうか、納得してもらえないと、相談者が来ないと思いますので、そこがちょっと気になっています。
相良会長	ありがとうございます。では事務局の方からお答えお願いできますか。
稲垣主幹	外国人相談窓口とどう違うかというところですが、男女共同参画センターで行っている女性の相談の中で、外国籍の方からの相談で通訳が必要であれば通訳を派遣するという事などが計画の中でありまして、外国人の相談窓口の方は、外国人の方に特化した色々な相談を行うものとなっています。 令和2年度の5件につきましては、個人的な部分がありますので詳しくはこの場で申し上げることは差し控えさせていただきますが、相談を伺い支援をさせていただきました。
相良会長	よろしいですか。はい、それでは松本委員お願いします。
松本委員	先日、市川市の公式YouTubeで国際交流団体の紹介も含めて、動画がアップロードされていまして、本庁舎と行徳支所で外国人の相談窓口がありますというのが紹介されていまして。拝聴した限りでは、一般的な転入の手続きであったり、お子さんの学校のことであったり、というのを多言語で教えてくれるという印象を受けました。相談窓口としては結構整っていると思うので、私個人の考えとしては在住外国人の方はなるべく日本語を習得して頂いて、ちょっとした事だったら日本語で周りの日本人の友達とかに相談できるような形で馴染んでいって頂けるとというのが理想かなと思います。 また、通訳なしで、日本語で相談できるということになれば、大半は自分自身で直接日本人向けの相談窓口へ行って、同じように相談に乗ってもらえるということが出てくると思うので、市の施策を広げるという意味でも、日本語を習得させて友人を作っていただいて、そういう所に相談できるという様な状態になるのが理想かなと考えています。
相良会長	動画のことも含めありがとうございます。他にご意見がございますでしょうか。

	それでは令和４年度市川市男女共同参画基本計画第７次実施計画の年次報告書についてはこの内容で公表することとして、よろしいでしょうか。
委員一同	【了承】
相良会長	ありがとうございます。 では引き続きまして、議題２、第４次ＤＶ防止実施計画の年次報告についてです。事務局から報告をお願いします。
石川課長	はい。資料２に基づき、第４次ＤＶ防止実施計画における令和４年度の年次報告書についてご説明いたします。 ２ページをご覧ください。 第４次ＤＶ防止実施計画では、第７次実施計画の一部分でもありますので、進行管理事業につきましても、条例第９条に基づき市川市男女共同参画推進審議会に報告するとともに、市民に公表するものとされております。 なお、進行管理事業の評価や、年次報告書の構成は第７次実施計画と同様でございます。 ３ページの体系図をご覧ください。 本実施計画はＤＶの根絶を基本理念とし、４つの基本目標、９つの取り組み方向、そして、２８の事業に体系化されております。 この２８の事業について、４ページから７ページに概要を一覧でまとめております。 ８ページをご覧ください。 基本目標ごとのまとめで、市川市e-モニター制度によるアンケート項目を成果指標とし、それに係る令和４年度の結果及び対前年度上昇率を掲載しております。 まず、基本目標１、ＤＶを許さない社会づくりですが、成果指標を、ＤＶを許さない社会的風潮が高まっていると思う人の割合としており、令和４年度の結果は、右端ですね、６０％となっており、令和３年度の５４．９％から５．１％上昇いたしました。 上昇率としては、９．３％の上昇率となっております。ＤＶについては、ＤＶ防止法の制定や、必要に応じた一部改正等の制度設計が進むことで、社会的に広く認知されてきており、アンケートでのＤＶの認知度を問う設問では９４％の方がＤＶを知っていると回答しております。 さらに、ＤＶを知っている、及び言葉を聞いたことがあると回答した方のうち、９６％の方がＤＶは人権侵害であると回答しております。 ＤＶの内容について広く理解されているとするならば、そこからさらに一步踏み込んでＤＶを許さないということに発想をつなげることができるような、効果的な周知に努めて参ります。 基本目標２、安全で安心できる相談体制の充実では、市のＤＶに関する相談窓口が充実していると思う人の割合を成果指標としております。 令和４年度の結果は１１．０％と令和３年度の１１．２％に対し、０．２ポイント下降する結果となりました。アンケートでの市のＤＶ相談窓口の認知度を問

う設問では、77%の方が相談窓口を知っている、聞いたことがあると回答しております。配偶者暴力相談支援センターの窓口情報は、加害者には知らせず、しかし、DV被害者には確実に届けたいという特殊性から、引き続き相談窓口の周知を工夫するとともに相談者の方には勇気を出して相談してよかったと感じていただけるような相談体制の充実を目指してまいります。

基本目標3、実効性のある自立支援の充実では、市のDVに関する支援が充実していると思う人の割合を成果指標としております。令和4年度の結果は11%と、令和3年度の10.7%に対し0.3ポイント上昇、上昇率が2.8%となっております。この設問では、わからないとの回答が75%でありました。この回答からも、支援の充実度に関する設問のため、実際に相談や支援を受けた方ではないと答えられない部分もあるかと思えます。

よって、設定した目標のように、年度ごとに結果が上昇していくことは必ずしも良い状況であるとは言いがたい項目となります。アンケートでのDV被害の当事者であるかを問う設問では、18%の方が1、2度、或いは何度もDV被害にあっていると回答しております。

この18%の方が、躊躇することなく支援を活用し、早期に自立できるよう、きめ細やかな支援を継続して参ります。

基本目標4、DV根絶の推進体制では、DV根絶推進のための関係機関、関係部署相互の緊密な連携が図られていると思う人の割合を成果指標としております。

令和4年度の結果は11%と令和3年度の9.3%に対し、1.7ポイント上昇、上昇率は18.3%、となっております。DV被害者が避難に至る経緯では、外部機関である、警察やシェルター、児童相談所のほか、市川市役所の子どもや生活保護の関係部署など、男女共同参画センターの相談窓口だけではなく、様々な機関、部署との連携が必須となります。

この設問につきましても、わからないとの回答が76%ありました。

やはり実際に避難支援を受けた被害者でないと答えられない部分もある設問となりますので、先程と同様、年度ごとに結果が上昇していくことが必ずしも良い状況であるとは言いがたい項目となります。DV被害者に配慮した切れ目のない支援を実施するため、関係機関、関係部署との共通認識のもと緊密に連携を図り、市民やDV被害者に安心して相談していただけるような、寄り添った体制づくりを構築して参ります。

続きまして、個別の事業報告です。9ページ以降につきましては、第7次実施計画と同様の記載方法となります。

ここでも重点事業と新規事業を中心に個々の進行管理事業についてご説明させていただきます。説明の中で、何点か修正していただく部分がございます。その都度、ちょっと説明をさせていただきたいと思います。

9ページ左側の1、相談窓口の周知活動です。

この事業は、DV相談窓口の案内カード等を市の窓口に配布するなどして、相談窓口の周知を図るものです。令和3年度より韓国語を追加し、5ヶ国語に対応

した案内カードを配布することで、あわせて外国人への周知も行っております。また、配布場所についても、令和4年度も昨年度同様に増加しております。

相談窓口の情報が、外国人を含めたDV被害者に確実に届くよう、今後も庁外施設を含め、カードやチラシの配布場所の拡大を行って参ります。

続けて、右側をご覧ください。

2、DV根絶強化月間における啓発活動です。ここで訂正追加をお願いいたします。

まず、令和4年度の実績でございますが、今、実績7回としているところを、8回に訂正をお願いいたします。またその1回分が、取り組み状況に入っておりませんので、追加として、⑧アンガーマネジメント講座につきまして、講座参加人数25人と追加をお願いします。

この事業は、毎年11月をDV根絶強化月間として、様々な世代に対しDV防止の啓発活動を行うものです。

令和4年11月の強化月間中には、DV防止講座として、DVについて知ろう・考えよう～DVのない社会を目指して～を実施したほか、デジタルサイネージなど、各種媒体による広報活動を行いました。今後は子育て世代やシニア世代またDV加害者の気づきに繋がるような啓発方法について、工夫をして参ります。

10ページの右側をお願いします。

4、学校におけるデートDV、ストーカーの予防啓発です。令和4年度の本事業では、市内16校の高校にデートDVのポスターを配布いたしました。

特に教職員や生徒自身が、デートDVについて正しく理解することで、気づきや適切な対応がとれるといったことに繋がるよう、今後も継続して啓発を実施して参ります。

12ページ左側をお願いします。

7、通報への的確な対応ですが、こちらの訂正がございます。

取り組み状況の欄のDV防止法第6条に基づく通報を医療機関から6件受けたとありますが、4件に訂正をお願いいたします。

続きまして、右側をお願いします。

8、支援体制強化のための相談計画記録の作成です。

この事業は、相談があった個々のケースに対する対応等の経過記録を原則当日中に作成し、相談員と職員が被害者の情報と支援方法を共有することで、支援体制の強化を図るものです。令和4年度は、匿名相談以外の個人を特定して相談をお受けした新規相談者446名の経過記録を新たに作成し、情報共有を図りながら、個々の状況に応じた適切な対応をとって参りました。

引き続き情報把握のしやすい相談経過記録となるよう相談員とともに、研鑽に努めて参ります。

13ページ右側をお願いいたします。

10、相談員ケース検討会議の実施です。

この事業は、特に支援が困難であったり、危険度の高い相談者について、相談員と職員が定期的に情報共有を行い、状況に応じた支援方法を検討することで、

相談体制の強化につなげることを目的としたものです。

令和４年度は週１回の開催を目指しており、目標値に対してほぼ同等回数を実施いたしました。

今後も週１回程度の開催を目指し、相談体制の強化を図って参ります。

１４ページ右側をお願いします。

１２、緊急一時保護の実施です。この事業は、現に危険度が高く、緊急性のあるケースについて、婦人相談所と連携し、一時保護を実施するものです。

令和４年度は、市川市全体で１０件の一時保護対応があったうち、市の対応したケースは６件でした。

前回の１０件のうち、暴力発生地、主に自宅ですが、そちらへは戻らず避難の継続、或いは転居等により、生活再建に至ったケースは４件となっております。

DV被害者がDVによる身体的、精神的ダメージを受け、緊急一時保護により生活環境が一変するストレスを抱える状況下において、シェルターへの避難時と避難後における負担や、不安を少しでも軽減できるような支援を検討すると共に、シェルター側の担当者とも連携して、当該被害者が先を見通した適切な判断ができるよう、一時保護におきましても、寄り添った支援を継続して参ります。

１５ページ右側をお願いします。

１４、DV相談担当職員の相談対応能力の向上のための研修の実施です。

この事業は、相談員や担当職員の相談対応力の向上を目的に、第４次DV防止実施計画より、新規事業として取り入れたものです。

DVに関する相談では、家庭内の他の問題と複雑に絡み合う事例が多く、困難な対応を求められる相談も少なくありません。これまで、事業１３にて、内閣府や千葉県が主催する研修等の活用にとどまっておりましたが、相談対応のさらなる充実を目指し、令和２年度より男女共同参画センターに外部講師を招き、独自の研修を継続して実施しております。研修を継続することで、相談対応力すなわち相談室全体の底上げに繋がることを実感しており、今後も同研修の継続開催を目指して参ります。

１６ページをお願いします。

１５、生活再建に必要なDV相談証明書の発行ですが、こちらの訂正をお願いします。

令和４年度の実績報告値、３７５件となっているところを、３８２件に訂正をお願いいたします。

続きまして、２０ページ、右側をお願いいたします。

２４、家庭等における暴力等対策ネットワーク会議の実施です。

この事業は、DV、児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待の家庭等における様々な暴力に対応するため、関係機関、関係部署で構成される最上位のネットワーク会議で、情報の共有と連携強化を目的に開催するものです。

今年度につきましては、各機関、部署の協力のもと今月７月１３日に開催し、令和４年度の実績報告と事例検討が行われたところです。

今後も定期的な会議開催を目指し、それぞれの現場での支援によって有益な情

	報交換を行ってまいります。 ２２ページ右側をお願いいたします。 ２８、ＤＶ等、児童全体の関連に関する認知度を高めるための協働・連携です ＤＶと児童虐待は非常に密接な関わりがあること、また、いずれの件数も近年増加傾向にあることなどから、第４次ＤＶ防止実施計画における重点事業、並びに新規事業として取り入れたものです。 令和４年度は、市内大学の学生に対し、児童虐待関係部署と連携し、ＤＶや児童虐待に関する講義を行い、ＤＶと児童虐待は密接に関わり合いがあることの理解促進を行いました。 双方の円滑な支援を行う観点からも、ＤＶと児童虐待を切り離すことはできないものとして、共通認識を持っていただき、児童虐待関連部署とも連携した取り組みを今後継続して参ります。 報告は、以上となります。
相良会長	事務局からの報告が終わりました。 何かご意見はございますでしょうか。はい、松本委員。
松本委員	関連部署との連携であったり、色々な検討を含めていただきまして有難うございます。最近のニュースなどを見ていると、子どもを育児放棄で死なせてしまった。 その前の相談の段階で、育てにくい子どもなのでちょっとだけ預かってほしいという相談を受けていて、その後、同居している祖母の方から、やはり預りは結構ですという話があったけれども、そこで介入していれば子どもが亡くなることはなかった。というような、改善や反省点などもみられたのかなと思います。 また、事案を細かく分析することにより対応力が向上するということもあり、そこでの改善すべきことがみえたりすることがあります。 最近では刑法が改正されまして、不同意性交罪等が明確にされたことにより、相談件数も増えていくと思われます。世の中が変わったから法律が改正されたという事もありますし、法律が改正されたことにより世の中の人々の認識が変わっていくという事もあり、相談も今後増えてくると思われ、さらに大変なことも多くなると思いますがよろしくをお願いいたします。
相良会長	ありがとうございました。他にご意見はございますでしょうか。 はい、松尾委員。
松尾委員	１５ページ。課長からご説明のあったことで、今回、新規ということでこのような取り組みが進められていることは非常に良いことだと思っております。 その相談の中にも、例えば、貧困が絡んでいたり、子供がいれば子供への影響だったり、高齢者がいれば介護だとか、複合的なものが潜んでいる場合が多くなっているというように言われてきておりますので、こう言った取り組みをしっかりと進めて頂ければと思います。
相良会長	ありがとうございます。では、藏委員お願いいたします。
藏 委員	今、松尾委員がおっしゃったように、市川市にとって、とても良いことだと思います。ただ私は、過去に何回か提案はしたんですが、ＤＶ加害者更生支援、或

	いは加害者更生相談等も入れた方が良くはないのかと思います。 もちろん、被害者の相談だったら、被害者は加害者に分かって欲しくないので、役所に相談に来る被害者が多いと思います。 一方、加害者は自分が加害者であるか分からないので、自分が加害者であるということを認識して、そこから更生しようかどうかが始まります。 まず、どの様に自分が加害者であるかということの自覚を持たせるための、第三者的な相談を入れるなど、そこを含め考える必要があるのではと思っております。
稲垣主幹	ご意見、ありがとうございます。 DV加害者の問題は、昨年度、蔵委員からご紹介いただきました書籍を、私も拝読させていただきまして、その中でも、DV加害者の方の気づきということが重要だということが記述されておりました。 DV加害者のプログラムの実施に当たりましては、国で昨年度、東京都と大阪府で、試行のプログラムを実施されていたことがホームページで紹介されておりました。 今後、プログラムの実施は大きな動きだと思いますので、被害者の方がこれ以上の被害を受けないように、考えながら進めていかなければいけないと思います。国や県の動向を注視していく必要があると考えております。以上です。
相良会長	ありがとうございます。蔵委員いかがですか。
蔵 委員	今おっしゃったように、プログラムの実施は大変な労力と時間かかるものなので、すぐに出来ないかもしれないのですが、ただし、DV加害者ということについて、自分は加害者かどうかということを本人が疑っている場合は、相談を受けても良いのではないのかと思います。 そして、どこかで更生プログラムがあるんだよ、ということをネットで自分で調べてもいいし、或いは市役所で、幾つかの良いと思われる更生プログラムを、一応、お勧めするような仕組みを考えてもいいのかなと思います。
相良会長	ありがとうございます。今の意見について事務局いかがですか。
稲垣主幹	当センターで、女性の相談を受けておりますので、女性からの相談で自分が加害者かもといった相談を相談員が受けましたら、情報提供等もできると考えております。
相良会長	ありがとうございます。他にご意見等がございますか。はい、松本委員。
松本委員	エッセイのような本なのですが、『99%離婚モラハラ夫は変わるのか』という、加害している男性の更生の過程も書かれているし、被害を受けている女性からの話もありまして、ここに書かれているアンケート結果を利用させていただきたいと思っているのですが、女性の方は、被害者支援の団体と繋がってくださいということがまず書かれております。 加害者の更生に付き合うかどうか、加害者の更生に責任を負ってはいないので、どこまで加害者と関わるのかは被害者の考え一つだと思うのですが、読んでいく中には、加害者の方も変わっていくにあたっては周りの支えがないとなかなか変わっていくということがうまくいかないということを感じました。

	これまでに、自分がやってきたことが良くなかった事なんだ、悪い事だったんだと自覚しても、そこから行動や考え方を変えたりすることを一人で行うということは大変難しいと思いますし、誰かが伴走していくということが必要ではないのかなと思います。 例えば、管理職に昇進した時に管理職になったから上手くいくという事ではないのと同じように、自分の思考や行動を変えようと思うときに誰か一緒に伴走してくれる人、導いてくれる人、言わばメンターという事になるのかなと思います、その存在は必要なのだなと思いました。 それと、前回の審議会だったと思いますが、大野委員から発達障がいとの関連とも言われていたのですが、発達障がいの事を勉強していくと、確かに周りの目から見ると独りよがりな思考・言動というのが、やはり周りの人との間で問題になってしまうという事が非常に残念なこととして書かれていたのですが、発達障がいの人が周りとは衝突してしまうトラブルを起こしてしまう、これにつきましては、本人も生きづらさを感じているところなので、そこは社会的なソーシャルトレーニングの機会等が必要ではないのかなと考えるところです。
相良会長	ありがとうございました。DVの加害者への対応という事については、今後、多様性社会推進課の方で検討していくという可能性があるという事で良いのですか。
石川課長	具体的に、プログラムをといるところまでは全然進んではなく、まずは、相談に来ていただいたなかで、どの様に救っていくかという事が一番重要になってきて、当然に加害者に対しても支援が必要になってくるのでそのコントロールのことは、今後考えていかなければいけないと理解はしております。 現在、アンガーマネジメントのような講演を行ったり、そもそもDVについて、その様な行為はDVに該当しますよという意識の改革も継続して進めまして、DVを行わないというような意識づくりの中から加害者も学んでいくというような形にしていきたいと考えております。 何れにいたしましても課題としては認識しております。以上です。
相良会長	今後の課題としてもよろしく願いいたします。ありがとうございました。他にご意見等がございますか、はい、佐野委員どうぞ。
佐野委員	10ページの学校におけるデートDVについてですが、ニュースで沢山取り上げられていて悲しい事件だと思うのですが、現在市内の高校の方に啓発ポスター配付となっておりますが、これを大学とかにも配付することは可能なのでしょうか。 大学も配付ということであれば、それをデータでいただければ、学生のポータルサイトに公開することで全学生に周知できると思いますので是非それをお願いしたいと思います。
相良会長	それについて、事務局お願いします。
稲垣主幹	現在は高校を対象に啓発を行っておりますが、今後対象を拡大する事が出来ないか考えていきたいと思ひます。ご意見をありがとうございました。
相良会長	ありがとうございました。他にご意見ございますか。 それでは、市川市男女共同参画基本計画第4次DV防止実施計画 令和4年度

	の年次報告書については、その内容で公表してよろしいでしょうか。
委員一同	【了承】
相良会長	続きまして、議題3、その他に移りたいと思います。 事務局から報告事項についてお願いします。
稲垣主幹	議題3、報告事項についてご報告をさせていただきたいと思います。 お手元の資料、パートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携に関する資料をご覧ください。 本市では、全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するため、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を令和4年2月1日から開始致しました。開始から現在まで、1年5か月が経過いたしました。この間、パートナーシップの届出が50件、ファミリーシップの届出が2件ございました。 また、県内におきましても、パートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入する自治体が増えてきておりまして、近隣でパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入しております、本市と千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、柏市の6市で、今月11日にパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る都市間連携協定を締結いたしました。この場をお借りいたしましてご報告をさせていただきます。 この協定の締結により、連携都市間の転出入に際し手続きの簡素化が図られることになります。 具体的には、例えば本市（市川市）から制度利用者が、他の自治体に転出しパートナー双方が市内に住所を有しなくなった場合は、現在交付されている届出受理証明書等の返還等の手続きが本市において必要となっておりますが、この協定を結ぶことによりまして、連携自治体へ転出する場合は、この返還手続きが不要になります。 また、制度利用者が他市から本市に転出してきた場合、本市でも制度を利用するためには改めて届出の手続きを行う必要があります。 この手続きの際には、届出書に戸籍全部事項証明書等の婚姻をすることができることを証する書類の添付が必要になりますが、連携自治体から転入した場合は、転出元の自治体で発行した届出受理証明書等を添付することにより、この戸籍全部事項証明書等の添付を省略することが可能になります。 また、今後は協定を締結しました6市間で協力し、届け出制度の周知及び充実を図って参りたいと考えております。ご報告は以上でございます。
相良会長	パートナーシップ・ファミリーシップ制度に関する都市間連携について、事務局から説明がありました。委員の皆様からご意見がございますか。 はい、松本委員どうぞ。
松本委員	パートナーシップ・ファミリーシップ制度の都市間連携について説明をありがとうございます。 パートナーシップの証明書についてですが、市川市に転入してきたら、市川市の証明として使えるような手配をしていただけるといようなことになります。

	か。
石川課長	各市で各市の発行する証明を持った方が当該市では使いやすいであろうという事で、自分で転出先に持っていくという事よりも、市川市に転入してきたのであれば、市川市で改めて発行しお渡しすることになります。
松本委員	ありがとうございます。更に、時間はかかってしまうのかもしれませんが、6都市で共通の証明書の書式等にいただけると、転入してきた際に改めて証明書を再発行するなどの手間を省くことができると思いますので、今後、証明書の共通化みたいなものも検討課題に含んでいただけると、更に発展していくかと思います。よろしくお願いいたします。
石川課長	今後、連携都市間で情報交換等を行いますので、そのような場所でご意見のあったこと等を報告したいと思います。
松本委員	よろしくお願いいたします。
相良会長	それでは、西依委員お願いします。
西依委員	事業の実施効果についてなのですが、パートナーシップという言葉を知ると、仕事の進め方とか色々な行政のやり方とかを情報交換して、包括的に効率化とか質の向上を目指すと言うような事を含むと自分では理解をしてしまったのですが、その様なことに対しても波及していくということはないのでしょうか。
石川課長	事務的に、市が行う事務が軽減されるのかという事についてですが、ここでの効果は、あくまでもご本人に対する効果という意味で記載させて頂いておりますけれども、この記載は特に、連携をとって情報交換ができるというところが大きいところかなと思っておりまして、この連携の輪を更に大きくしていくことで様々な情報を収集できることが期待されますし周知することについても、協定に参加した市長もおっしゃっていましたが、輪が広がっていくことで制度の認知度が広がっていくことも大きな効果であるとおっしゃっていただいたので、目に見えない効果もあると思っております。
西依委員	国際的な姉妹都市とか国際交流ですね、それはそれで意味のある事なのですが、もっと国内のITが進んでいる都市とかと交流し、学ぶとかという意味でのパートナーも極めて大事なことだと思うので、その辺りは期待したいですね。
相良会長	ありがとうございます。他にご意見等がございますか。 はい、松本委員お願いします。
松本委員	意見というよりも、民間企業は、今こうなっていますという話になってしまうのですが、パートナーシップ制度を採用される自治体がすごく増えましたので、民間企業の提供するサービスでも、自治体の発行するパートナーシップ証明書をご提示いただければ、普通に通常の取り扱いを致します。という運用をする企業が増えてきておりますので、例えば一緒にいる配偶者として選んだパートナーが実は異性ではなく同性だったということで生きづらかったとか、トイレの利用などで差別があったりと悩み、また、医療面でホルモンバランスの崩れから、精神的に不安定になって自殺に追い込まれるという話も聞きました。是非、この制度は進めていってほしいし、この他にも施策の充実を図っていただきたいと思いま

	す。
相良会長	他にご意見等がございますか。 他にご意見が無いようですので、それでは、本日あった意見の内容は、現在進行中である市川市男女共同参画基本計画第8次実施計画及び第5次DV防止実施計画を推進する上での意見として生かして頂きたいと思います。 会議録の作成につきまして、お知らせいたします。 本日の会議録につきましては、事務局で案を策定し、委員の皆様を確認をしていただいた後に、ホームページ等で公表していく予定となっておりますので、ご協力をお願いいたします。 それではこれをもちまして、令和5年度第1回市川市男女共同参画推進審議会の会議を終了いたします。

令和5年 9月 20日

市川市男女共同参画推進審議会会長

署名 相良 順子